

武蔵野警察署における震災発生に備えた活動について



倒壊建物からの救出救助訓練



チェーンソーによる倒木切断処理訓練



重機による障害物排除訓練



エンジンカッターによる鉄扉貫通訓練



ハンマーによる救出口作成訓練



緊急交通路規制訓練



現場警備本部移設訓練



災害時ガソリン供給手順確認訓練

災害発生

- ○警察署に警備本部設置
- 署員参集

- 情報収集・救出救助活動・110番対応・交通規制
- 防災コーデイナー派遣

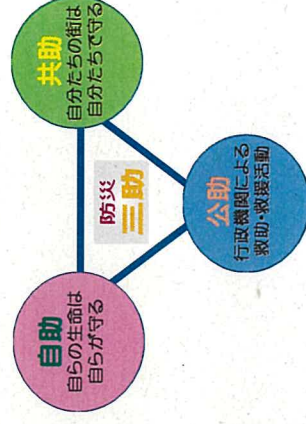
備え

- ○署員に対する救出救助技能・装備資器材活用・情報収集等訓練
- 隣接警察署等との救出救助・装備資器材習熟等訓練

官民一体

- ○関係機関との協定締結

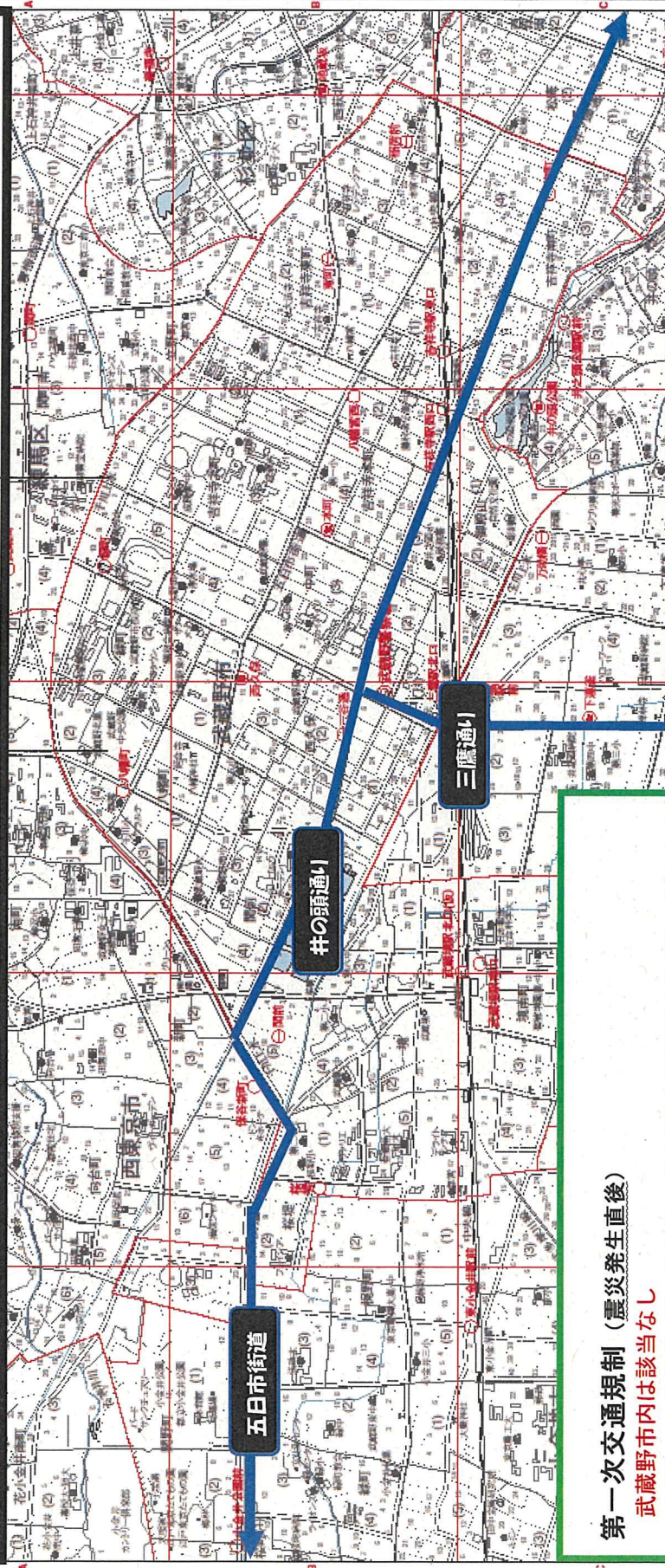
- 警備本部移設場所提供・警察車両ガソリン提供
- ご遺体収容場所提供・周辺環境情報提供





資料3

大震災発生時における交通規制について (第一次規制・第二次規制)



第一次交通規制 (震災発生直後)

武蔵野市内は該当なし

○目的～人命救助、消火活動等を行う緊急自動車等を円滑に通すため

○法令～道路交通法

○対象

- ・環状7号線「内側」への「流入」車両規制
- ・環状8号線「都心方向」への「流入」車両抑制
- ・下記7路線を「緊急自動車専用路」(緊急自動車以外通行禁止)

- ①国道4号 ②国道17号 ③国道20号 ④国道246号
- ⑤目白・新目白通り ⑥外堀通り ⑦高速・首都高速

第二次交通規制 (交通部長の別命で指定路線決定)

武蔵野市内の対象道路は3路線

○目的～災害復旧を行う緊急通行車両等を円滑に通すため

○法令～災害対策基本法

○市内の対象道路

- ①井ノ頭街道 ②五日市街道 (一部) ③三鷹通り
- (———— で示す路線)